

競争的資金制度利用事業者各位

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

競争的資金制度における研究機器の活用について

1. 背景

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成 27 年 3 月 31 日）において、競争的資金における使用ルール等の統一について決定されたことを受け、当機構においても以下の扱いとしますので、お知らせいたします。

2. 案内事項

当機構の競争的資金事業において購入した研究機器について、所定の事務手続きを経た上で、本来の事業に支障を及ぼさない範囲かつ、一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用することを可能とします。

3. 対象事業

- ・先導的産業技術創出事業（産業技術研究助成事業）
- ・大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・エコイノベーション推進事業
- ・省エネルギー革新技术開発事業
- ・エネルギー使用合理化技術戦略的開発

4. 適用について

本変更の適用は、平成 27 年 4 月より開始致します。

5. お問い合わせ先

上記事業において取得した研究機器を他の研究開発でも使用を希望される場合は、対象事業をご確認の上、以下のお問い合わせ先迄ご連絡下さい。具体的な対象機器、お手続き方法についてご説明させていただきます。

- ・お問い合わせ先 検査・業務管理部 競争的資金担当 helpdesk@nedo.go.jp

（参考）「競争的資金における使用ルール等の統一について」競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成 27 年 3 月 31 日）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

以上